

山口県警察本部長 齊藤 寛 殿

2017年12月21日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



愛宕山運動施設における警察権の行使について（公開質問状）

愛宕山の運動施設は、日米共同使用とされ、岩国市が運営する都市公園として、11月4日から市民の利用が始まっている。しかし、市内の他の公園と違い、この地区が米軍基地であることに変わりはなく、市民の安全が本当に守られるのか不安がある。

そこで、愛宕山運動施設における日本側の警察権の行使について、下記の通り、公開質問状を提出するので、速やかに回答されたい。

記

1. 米軍基地については、日米地位協定第3条に基づき、米軍の排他的管理権が認められており、岩国基地内における刑事事件や交通事故については、日本人が絡む場合であっても、米軍の憲兵隊が対応することになり、日本側の警察権は行使されないと考えていいのか。

2. 先般の県議会一般質問の答弁において、「愛宕山運動施設で発生した事件・事故への対応については、その地域全体が米軍側が警備していない施設又は区域であり、必要な警察権を行使できる」とされているが、米軍人が絡む場合であっても、上記1と異なり、米軍の憲兵隊は対応せず、日米地位協定の制約はあるとしても、市内の他の公園と同様、日本の警察が法的権限と責任を持って対応することができると考えていいのか。

3. 愛宕山運動施設は米軍への提供施設であり、日米地位協定に基づく米軍の排他的管理権のもとにあると考えられる。そうした施設において日本側が警察権を行使するためには、その排他的管理権を一部排除又は停止するための明確な法的措置、或いは日米間の取極めが必要だと思われるが、そうした警察権行使の前提となる法的根拠を明らかにすること。